

質 疑 回 答 書

1 公告番号 新潟市契約公告第23号

2 件 名 次期図書館情報システム パソコン・プリンタ等機器

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
<p>質問①</p> <p>■ファイル名：仕様書</p> <p>■項目・ページ数等：7 機器保守 (1) ハードウェア</p> <p>■質問内容：仕様書P.2「(1)ハードウェア」には、「修理に際してリカバリが必要な場合は、図書館情報システム保守事業者との調整を行うこと。」とありますが、ここで想定される「リカバリ」とは具体的にどのような作業内容を指すのでしょうか。</p> <p>また、リカバリ作業に、関する以下の内容について合わせてご教示ください。</p> <p>a) 図書館情報システム保守事業者が実施する作業内容</p> <p>b) 本件の受注事業者が関与・対応すべき調整内容</p> <p>c) 両事業者での調整方法（連絡・作業手順等）</p> <p>d) 調整の範囲（責任分界点、作業分担の考え方）</p>	<p>回答①</p> <p>ここでいうリカバリが必要な場合とは、パソコンのSSD交換を想定しています。</p> <p>a) イメージバックアップによる復元。</p> <p>b) 必要な部品の調達、保守対応の日程調整。</p> <p>c) 原則の作業手順は以下のとおり、市が両事業者に連絡します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 図書館システム保守事業者が一次切り分け 2 市が受注者に連絡・対応 3 市がシステム保守事業者に連絡・対応 <p>ただし、緊急時においては、市が受注者と図書館システム保守事業者間での電話連絡等を依頼する場合があります。</p> <p>d) 責任分界点、作業分担は以下のとおりです。</p> <p>◎受注者の責任分界点 「SSDが正常に認識できるまで」</p> <p>作業分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SSDの交換作業 ・物理的な正常動作確認（通電・認識） ・BIOS/UEFIレベルでの認識確認

<p>質問②</p> <p>■ファイル名：仕様書</p> <p>■項目・ページ数等：7 機器保守 (2) ソフトウェア</p> <p>■質問内容：仕様書P.2「(2)ソフトウェア」には、「最新の修正プログラム、バージョンアップ版の提供、利用権等が必要なソフトウェア及びOSについては、5年間使用可能なこととし金額に含めること。」と記載されています。</p> <p>一方で、仕様書P.3～P.9の仕様項目OSにおいては、「Single Language ACD 0V 一括3年 Win Device EduUPG&SAを導入するためのライセンス及び媒体を用意すること。」と記載されています。</p> <p>上記2点について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Single Language ACD 0V 一括3年 Win Device EduUPG&SA」利用期間は「5年間」ではなく、3年間を前提として用意したらよろしいでしょうか。 	<p>◎図書館情報システム保守事業者の責任分界点</p> <p>「業務で使える状態に戻すまで」</p> <p>作業分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イメージバックアップによる復元 ・環境設定 ・動作確認 <p>回答②</p> <p>「Single Language ACD 0V 一括3年 Win Device EduUPG&SA」については、3年間を前提として用意してください。</p>
--	---